

# 平成 30 年度重点監査・指導事項について

岐阜運輸支局

岐阜運輸支局では、重点監査・指導事項を以下のとおり定め、平成 30 年度監査を実施いたします。

## (1) 重点監査項目

- ・ 点呼の確実な実施
- ・ アルコール検知器の適正な保守管理
- ・ 運転者の指導監督
- ・ 健康診断、適性診断の受診及びその結果に基づく指導
- ・ 国土交通省の告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め乗務員に遵守させること
- ・ 車両の点検及び整備の徹底
- ・ 運行管理者講習の受講
- ・ 運行指示書の作成と指示状況（特に休息时间）

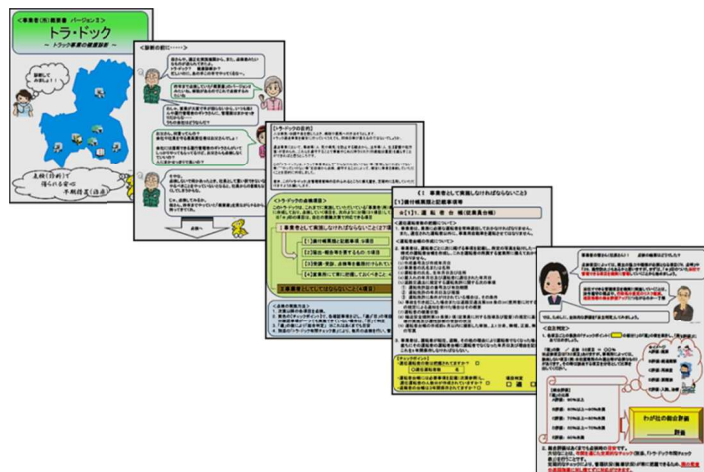
## (2) 指導事項

- ・ 標準貨物自動車運送約款の改正に伴う手続
- ・ 乗務前点呼時における睡眠不足に関する報告、確認、記録（施行後）

※岐阜県貨物自動車運送適正化事業実施機関より

上記、平成 30 年度の岐阜運輸支局による監査や適正化実施機関の巡回指導への対応として、「トラ・ドック」及び「年間チェック表」による定期的な点検の実施をお勧めします。

<トラ・ドック>



<年間チェック表>